

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その3
 <内容積450ℓ以下の小型運搬容器の基準>

項目	基準							番号	
容器の一般規定	運搬時における温度変化、湿度変化又は圧力変化によって破損するおそれなく、かつ、収納された毒物又は劇物が漏れるおそれがないもの。							1-2	
	外部環境による劣化又は内容物による化学的変化により運搬の安全性を損なわないものであること。							1-3	
	容器の種類、材質並びに毒物及び劇物の包装等級別最大内容積又は最大収納重量は、次表に適合するものであること。 (液体の毒物劇物に認められる運搬用器)							1-4	
	運搬容器				包装等級				備考
	組合せ容器	内装容器の種類	最大内容積	外装容器の種類	最大収納重量	I	II		
		ガラス製容器(陶磁器製容器を含む。)又はプラスチック製容器(プラスチック製袋を除く。)	10L	木箱、プラスチック箱又は金属製容器	75kg	○	○		○
				ファイバ板箱	40kg	○	○		○
					55kg	×	×		○
				金属製容器	30L	木箱	125kg		○
				ファイバ板箱	225kg	×	○		○
				40kg	○	○	○		
				55kg	×	○	○		
			75kg	×	×	○	注1		
複合容器	内容器		外装容器の種類	最大内容積	I	II	III		
	プラスチック製	金属ドラム	250L	○	○	○			
			120L	○	○	○			
		プラスチックドラム	250L	×	×	○			
			120L	○	○	○			
		ファイバドラム	250L	×	○	○			
			60L	○	○	○			
	金属製容器(金属ドラムを除く。)	60L	○	○	○				
ファイバ板箱	10L	○	○	○	注2				
	60L	○	○	○					
容器の種類				最大内容積	I	II	III		
単一容器	金属ドラム			250L	○	○	○		
	プラスチックドラム			250L	×	○	○		
	金属製容器(金属ドラムを除く。)			60L	○	○	○		
	プラスチック製容器(プラスチックドラム及びプラスチック袋を除く。)			60L	×	○	○		

注1：腐食性を有する劇物についてのみ、当該最大収納重量の容器が使用できる。

注2：水圧試験に適合することの確認を行っていないものにあつては、包装等級Iの毒物又は劇物の運搬容器として使用することができない。

(固体の毒物劇物に認められる運搬用器)								
運 搬 容 器					包装等級			備考
組 合 せ 容 器	内装容器の種類	最大内容積 又は最大収 納重量	外装容器の種類	最大収納重量	I	II	III	
	組 合 せ 容 器	ガラス製容器 (陶磁器製容 器を含む。)	10L	木箱	125kg	○	○	○
225kg					×	○	○	
ファイバ板箱				40kg	○	○	○	
				55kg	×	×	○	
プラスチック製 容器 (プラスチ ック袋を除く。)		30kg	木箱又はプラスチック容器	125kg	○	○	○	
				225kg	×	○	○	
			ファイバ板箱	40kg	○	○	○	
				55kg	×	○	○	
金属製容器	40kg	木箱	125kg	○	○	○		
			225kg	×	○	○		
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○		
			55kg	×	○	○		
器	袋類	木箱	125kg	○	○	○		
			225kg	×	○	○		
		ファイバ板箱	40kg	○	○	○		
			55kg	×	○	○		
容 器 の 種 類				最大収納重量	I	II	III	
単 一 容 器	金属ドラム			400kg	○	○	○	
	プラスチックドラム			250kg	○	○	○	
				400kg	×	○	○	
	ファイバドラム			200kg	○	○	○	
				250kg	×	○	○	
	金属製容器 (金属ドラムを除く。) 又はプラスチック製容 器 (プラスチックドラム及びプラスチック袋を除く。)			120kg	○	○	○	
樹脂クロス袋 (防水性のもの) 、プラスチックフィルム袋、 織布袋 (防水性のもの) 又は紙袋 (防水性のもの)			50kg	×	○	○		

容器の試験等		「容器の試験」の規定に適合すること。									
	一般的要件	<p>① 同一の容器製造場所（組合せ容器にあつては、内装容器と外装容器を組み合わせた場所をいう。）製造（組合せ容器にあつては、組合せ行為をいう。以下同じ。）された同一設計仕様容器の単位で行うこと。</p> <p>② 同一設計仕様で連続的に製造される容器では、その製造工程が適切に管理されたところで製造されかつ、一定間隔で製造された容器を抽出し、繰り返し試験を行い、試験に合格していることが確認されたものであること。</p> <p>③ 容器は、試験を行う前に毒物又は劇物を収納した状態で6箇月間保管したもの、又はこれと同等と認められる方法で調整したものでなければ、試験容器としてはならないこと。</p>	1-5								
		<p>① 落下試験 全ての容器</p> <p>② 気密試験 液体の毒物劇物を収納する容器（組合せ容器は除く。）</p> <p>③ 水圧試験 液体の毒物劇物を収納する容器（組合せ容器は除く。）</p> <p>④ 積み重ね試験 袋以外のすべての容器</p>									
容器への収納方法		<p>温度変化等により毒物又は劇物が漏れないように容器を密閉して収納すること。ただし、温度変化等により毒物又は劇物からのガスの発生によって容器内の圧力が上昇するおそれがある場合は、発生するガスが毒性を有する等の危険があるときを除き、ガス抜き口（毒物又は劇物の漏えい及び外部からの物質の浸透を防止する構造のものに限る。）を設けた容器に収納することができる。</p> <p>① 固体の毒物劇物は、容器の内容積の95%以下の収納率で収納すること。</p> <p>② 液体の毒物劇物は、容器の内容積の98%以下の収納率で、かつ、50℃の温度で漏れないように十分な空間容積を有して収納すること。</p> <p>一の外装容器には、他の毒物若しくは劇物（含有量のみが異なるものを除く。）又は毒物若しくは劇物以外のものを収納してはならない。ただし、包装等級Ⅰ以外の毒物劇物であつて、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>① 互いに反応しないか若しくは反応しても有害な生成物が生じないことが確認されている毒物又は劇物を収納する場合</p> <p>② 一の内装容器に次の表の左欄に掲げる毒物又は劇物が同欄の当該毒物又は劇物に対応する右欄の値以下で収納され、かつ、外装容器の最大収納重量が30キログラム以下の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物</td> <td>500ミリリットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物</td> <td>1キログラム</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅲの液体の劇物</td> <td>1リットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅲの固体の劇物</td> <td>3キログラム</td> </tr> </table>	包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル	包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物	1キログラム	包装等級Ⅲの液体の劇物	1リットル	包装等級Ⅲの固体の劇物	3キログラム	2-1
	包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル									
包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物	1キログラム										
包装等級Ⅲの液体の劇物	1リットル										
包装等級Ⅲの固体の劇物	3キログラム										
		<p>① 互いに反応しないか若しくは反応しても有害な生成物が生じないことが確認されている毒物又は劇物を収納する場合</p> <p>② 一の内装容器に次の表の左欄に掲げる毒物又は劇物が同欄の当該毒物又は劇物に対応する右欄の値以下で収納され、かつ、外装容器の最大収納重量が30キログラム以下の場合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物</td> <td>500ミリリットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物</td> <td>1キログラム</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅲの液体の劇物</td> <td>1リットル</td> </tr> <tr> <td>包装等級Ⅲの固体の劇物</td> <td>3キログラム</td> </tr> </table>	包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル	包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物	1キログラム	包装等級Ⅲの液体の劇物	1リットル	包装等級Ⅲの固体の劇物	3キログラム	2-2
包装等級Ⅱの液体の毒物又は劇物	500ミリリットル										
包装等級Ⅱの固体の毒物又は劇物	1キログラム										
包装等級Ⅲの液体の劇物	1リットル										
包装等級Ⅲの固体の劇物	3キログラム										
		<p>運搬中に融解するおそれのある固体の毒物劇物は、組合せ容器にあつては袋類の内装容器、単一容器にあつてはファイバードラム及び袋類に収納してはならないこと。</p>	2-3								
積載の態様		落下し、転倒し、又は破損することがないように積載すること。	3-1								
		容器は（組合せ容器の外装容器及び袋類を除く。）は、収納口を上方向に向けて積載すること。	3-2								
		積み重ね高さは、3m以下とすること。	3-3								
		積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載すること。	3-4								
		容器の外部には、日光の直射及び雨水の浸透を防止するための措置が講じられていること。	3-5								
運搬方法		容器が、著しく動揺又は摩擦を起こさないように運搬すること。	4-1								
		気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」の標識を、車両の前後の見やすい箇所に掲げること。	4-2								
		気体若しくは液体の毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、防毒マスク、保護手袋その他事故の際に応急措置を講ずるために必要な保護具を二人分以上備えること。	4-3								
容器の表示		<p>容器が容器試験に合格していることを表示するため、次の事項を容器に表示すること。</p> <p>① 容器の種類を示す記号</p> <p>② 包装等級を示す文字</p> <p>液体を収納する複合容器及び単一容器にあつては、許容された収納物の比重（1.2以下は不要）</p> <p>組合せ容器の外装容器及び固体を収納する容器にあつては、最大収納重量</p> <p>③ 組合せ容器の外装容器及び固体を収納する容器にあつては、「S」の文字</p> <p>水圧試験に合格した容器にあつては、水圧試験値（10kPa未満は切捨て）</p> <p>④ 容器の製造年（西暦年の下2桁）⑤ 国名記号 ⑥ その他（容器製造業者記号等）</p>	6-1								

注) 「毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その3」が適用をされる場合

毒物（四アルキル鉛を含有する製剤を除く。以下同じ。）又は劇物（可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤を除く。以下同じ。）を、内容積が450L以下の容器に収納して、車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）を使用して、又は鉄道によって運搬する場合。

ただし、中型運搬容器を使用して毒物若しくは劇物を運搬する場合、又は毒物若しくは劇物であつて高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高压ガス又は放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に定める放射性同位元素を運搬する場合を除く。

毒物及び劇物の運搬容器に関する基準—その4
 <中型運搬容器の基準>

項目	基準	番号																																																																						
容器の一般規定	機械により荷役される構造を有すること。	1-1																																																																						
	運搬時に生じる応力、温度変化、湿度変化又は圧力変化によって破損するおそれがなく、かつ、収納された毒物又は劇物が漏れるおそれがないもの。	1-2																																																																						
	外部環境による劣化又は内容物による化学的変化により運搬の安全性を損なわないものであること。	1-3																																																																						
	容器の種類、材質並びに毒物及び劇物の状態が包装等級に応じて認められる最大内容量は次のとおりであること。 ① 包装等級Ⅱ及びⅢの固体並びに液体の毒物又は劇物については、3,000L以下 ② 包装等級Ⅰの固体の毒物又は劇物を硬質プラスチック及び複合容器に収納する場合には、1,500L以下 ③ 包装等級Ⅰの固体の毒物又は劇物を金属製の容器に収納する場合には、3,000L以下	1-4																																																																						
容器の試験等	「容器の試験等」の規定に適合すること。	1-5																																																																						
	① 同一の容器製造場所で製造された同一設計仕様容器の単位で行うこと。 ② 同一設計仕様で連続的に製造される容器では、その製造工程が適切に管理されたところで製造され、かつ、一定間隔で製造された容器を抽出し、繰り返し試験を行い、試験に合格していることが確認されたものであること。 ③ 容器は、試験を行う前に毒物又は劇物を収納した状態で6箇月間保管したもの、又はこれと同等以上と認められる方法で調整したものでなければ、試験容器としてはならないこと。																																																																							
	各容器ごとに必要な容器試験 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>金属製容器</th> <th>フレキシブル容器</th> <th>硬質プラスチック容器</th> <th>複合容器</th> <th>ファイバ板製容器</th> <th>木製容器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>底持上げ試験</td> <td>○ a</td> <td></td> <td>○ a</td> <td>○ a</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>頂部吊り下げ試験</td> <td>○ a</td> <td>○</td> <td>○ a</td> <td>○ a</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>裂け伝搬試験</td> <td></td> <td>○ c</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積み重ね試験</td> <td>○ b</td> <td>○</td> <td>○ b</td> <td>○ b</td> <td>○ b</td> <td>○ b</td> </tr> <tr> <td>気密試験</td> <td>○ d</td> <td></td> <td>○ d</td> <td>○ d</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水圧試験</td> <td>○ d</td> <td></td> <td>○ d</td> <td>○ d</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>落下試験</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>引き落とし試験</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>引き起こし試験</td> <td></td> <td>○ c</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			金属製容器	フレキシブル容器	硬質プラスチック容器	複合容器	ファイバ板製容器	木製容器	底持上げ試験	○ a		○ a	○ a	○	○	頂部吊り下げ試験	○ a	○	○ a	○ a			裂け伝搬試験		○ c					積み重ね試験	○ b	○	○ b	○ b	○ b	○ b	気密試験	○ d		○ d	○ d			水圧試験	○ d		○ d	○ d			落下試験	○	○	○	○	○	○	引き落とし試験		○					引き起こし試験		○ c				
			金属製容器	フレキシブル容器	硬質プラスチック容器	複合容器	ファイバ板製容器	木製容器																																																																
	底持上げ試験		○ a		○ a	○ a	○	○																																																																
	頂部吊り下げ試験		○ a	○	○ a	○ a																																																																		
	裂け伝搬試験			○ c																																																																				
	積み重ね試験		○ b	○	○ b	○ b	○ b	○ b																																																																
	気密試験		○ d		○ d	○ d																																																																		
	水圧試験		○ d		○ d	○ d																																																																		
落下試験	○	○	○	○	○	○																																																																		
引き落とし試験		○																																																																						
引き起こし試験		○ c																																																																						
a : 容器が、当該取扱い方法で設計されている場合に限る。 b : 容器が、積み重ねられるように設計されている場合に限る。 c : 容器が、頂部又は側部から吊り上げられるように設計されている場合に限る。 d : 10kPa以上の圧力をかけて充填・排出する固体の毒物若しくは劇物用のもの又は液体用の毒物若しくは劇物用のものに限る。																																																																								
気密試験は、初期及び2.5年間以内の間隔で実施すること。																																																																								
金属製、硬質プラスチック製及び複合容器については、個々の容器について初期及び2.5年間以内の間隔で次の点検を実施すること。 ① 表示を含め設計強度との合致 ② 外観状態。ただし、容器内部の点検にあつては、5年間以内の間隔で実施すること。 ③ 付属装置の正常な機能																																																																								
点検																																																																								

